

【代表社員 細川 正直からのご挨拶】

－何事にも関心を持って行動しましょう－

新年新しい内閣で政治がスタートします。選挙は政治を考えるいい機会でした。政治は遠いところにあるものと思いがちですが、やはり、我々の生活は政治に大きく左右されます。みんなの無関心が、間違いやミスを起こさせます。我々の仕事も同じだと思います。政治も我々自身の仕事も、どんなことにも温かい目で関心を持ってチェックしあい、ミスのない職場、幸せな生活ができる社会にしていきたいと思います。本年も、よろしく願いいたします。

「今回のトピックス」

【贈与の事実と贈与税の申告】

本年1月1日以後は相続税の基礎控除が引下げられていますが、そのため生前贈与の活用が促進されると予測されます。相続税の調査においては、相続人等の名義になっている預金などが生前に被相続人から相続人等に贈与されたものといえるのかがよく問題となります。贈与の事実がなく被相続人の固有の財産であれば、これらの財産は相続財産に含まれることになるからです。たとえ贈与税の申告納付をしていたとしてもそれはひとつの判断材料に過ぎず、そのことをもって贈与の事実が認定されたことにはならず、贈与があったか否かは様々な状況証拠に基づいて総合的に判断されます。そこで、客観的に贈与の事実が立証できるように贈与のあった日付や内容等を記した契約書を作成することはもちろんの事、贈与財産を受贈者自身が管理しておくことが大事でしょう。具体的には、預金口座への振り込み等で記録を残し、口座のカードや通帳・印鑑は受贈者が保有し、口座の出し入れ等の管理をすることが必要でしょう。

【マイナンバー 社会保障・税番号制度の導入】

平成27年10月よりマイナンバー(個人番号、法人番号)の通知が開始されます。社会保障・税・災害対策分野において、平成28年1月から順次番号制度の利用が始まる予定です。個人番号及び法人番号の利用開始に伴い、申告書や法定調書の提出時には税務関係書類に個人番号及び法人番号の記載が必要となります。

国税の利用開始予定は次の通りです。

- ・所得税→平成28年分の申告書から
- ・法人税・消費税→平成28年1月1日以降に開始する事業年度に係る申告書から
- ・法定調書→平成28年1月以降の金銭等の支払等に係るものから

法定調書提出義務者や源泉徴収義務者は、従業員や報酬等を受ける者から個人番号の提供を受け、本人確認として「個人番号の確認」と「身元確認」の実施が必要となりますので、ご注意ください。

＜職員より＞

平成27(2015)年の年頭に当たりお客様及び関係各方面の皆様方に謹んで新年のごあいさつを申し上げます。

弊事務所では、年始に事務所スタッフ各人の抱負を語り、今年目標設定を行います。

企業経営におきましても、外部環境変化に対し、タイムリーな対応力が求められる昨今では、事業計画等の目標設定の重要性が高まっております。

経営革新支援機関である弊事務所では、今年も節税・税務判断だけでなく財務・経営・資金繰りまでトータルでお手伝いさせていただいております。

お客様のニーズにタイムリーに貢献でき、そして顧客満足度を高めることができますよう、事務所メンバー一同、精一杯精進して参りますので、今後とも宜しくお願い申し上げます。

本年も何卒宜しくお願い申し上げます。(斎藤)

税務予定表

＜1月＞

- ・源泉所得税納期の特例分納付
- ・個人住民税第4期分納付
- ・11月決算法人の確定申告
- ・給与支払報告書・法定調書の提出
- ・償却資産の申告

＜2月＞

- ・12月決算法人の確定申告
- ・固定資産税第4期分の納付

＜3月＞

- ・1月決算法人の確定申告
- ・所得税確定申告(3月16日まで)
- ・贈与税の申告(3月16日まで)
- ・個人消費税確定申告(3月31日まで)

ご好評頂きましたお客様ご紹介キャンペーンは、平成26年12月31日をもって締め切らせて頂きました。次回開催をお待ちください！